

春日部市二十歳を祝う会協賛広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日部市二十歳を祝う会実行委員会（以下「実行委員会」という。）が二十歳を祝う会を実施するにあたり、地域社会や地元企業からの支援を得ることにより、地域全体に期待や祝福をされていることを自覚し、郷土愛を育むきっかけとするため、実行委員会が作成する二十歳を祝う会プログラム等に募集した広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の媒体)

第2条 広告を掲載することができるもの（以下「広告媒体」という。）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 実行委員会で発行する記念誌、手提げ袋等の印刷物
- (2) その他実行委員会が別に定めるもの

(広告掲載要件)

第3条 広告は、社会通念上市民の理解を得られるものとし、かつ、市民に不利益を及ぼさないものとする。

2 広告はおおむね次に掲げる要件を備えたものとする。

- (1) 公共性及びその品位を損なうおそれのないものであること。
- (2) 市内及び周辺地域の商工業の発展に資するものであること。
- (3) 政治活動又は宗教活動に係るものでないこと。
- (4) 個人、団体等の意見広告を内容とするものでないこと。
- (5) 個人の氏名広告を内容とするものでないこと。
- (6) 公序良俗に反するものでないこと。
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条に掲げる営業に該当するものでないこと。
- (8) 誇大表示、不当表示のおそれのあるものでないこと。
- (9) 表現方法等が不適切なものでないこと。
- (10) その他実行委員会が広告掲載として妥当であると認めるものであること。

(広告媒体の種類及び規格等)

第4条 広告の掲載を行う広告媒体の種類、規格及び掲載料その他取扱に関し必要な事項は別途定める。

(広告掲載の優先順位)

第5条 広告を掲載する優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 国、他の地方公共団体、独立行政法人、公社、公団、公益法人及びこれらに類するもの
- (2) 市民の日常生活に関連する公共的性格を有する私企業等のうち、市内に事業所等を有するもの
- (3) 前号に規定するもの以外の私企業及び自営業で市内に事業所等を有するもの
- (4) 市民の日常に関する公共的性格を有する私企業等のうち、市外に事業所等を有するもの

(5) 前号に規定するもの以外の私企業及び自営業で市外に事業所等を有するもの

(6) 前各号に該当しないもの

(広告の募集)

第6条 広告の募集は、春日部市で発行する広報紙及びホームページ等により行うものとする。

2 募集する広告の枠数に広告の掲載を申し込みしようとするもの（以下「申請者」という。）が満たないときは、前項の規定にかかわらず、第4条各号に規定するものに対し広告掲載の案内をすることができる。

(掲載の申請)

第7条 申請者は、別に定める申込書に掲載しようとする広告の原稿、電子データ、図面等及び広告協賛金を添えて実行委員会に申し込まなければならない。

(掲載の決定及び不決定)

第8条 実行委員会は、広告掲載の申し込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い掲載の可否を決定し、速やかに申請者に通知するものとする。

(広告掲載者の特例)

第9条 募集期間を設け募集を行った場合において、広告枠数を超える申し込みがあったときは、抽選により掲載者を決定する。

(掲載の取消し)

第10条 実行委員会は、次の各号に該当するときは、広告の掲載の決定を取り消すことができる。

(1) 指定された期日までに版下原稿の提出がなかったとき。

(2) 広告協賛料金を納付しなかったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、広告の掲載に支障があると認めたとき。

(掲載協賛金の還付)

第11条 既に納付された広告協賛金の返還はしない。ただし、掲載者の責めによらない理由により、広告を掲載できなかったときは、広告協賛金を還付するものとする。

(広告取扱業者等との広告掲載契約)

第12条 実行委員会は、この要領、別に定める仕様書等により、広告取扱事業者等に実行委員会が指定する広告枠を有料で提供し、広告の募集、広告の作成等を行わせる契約を締結することができる。

(広告主の責務)

第13条 広告内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(疑義等の決定)

第14条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議のうえ定めるものとする。

附 則

この要領は、令和7年7月6日から施行する。